

京都府子育て支援団体認証制度の手引き



1 認証制度の主旨

現在、子育て支援団体同士では様々なつながりが生まれるとともに、各市町村においては、法定事業を始め様々な子育て支援事業が団体への委託により取り組まれる等、地域の担い手としての子育て支援団体の重要性が高まっています。このことから、京都府では、地域における子育て支援の仕組みづくりを進めるため、府内で広域的に子育て支援に積極的に取り組む団体の認証制度を創設しました。

この認証を受けていただくことによって、次のようなメリットが期待されます。

- ・ 京都府から認証を得ることにより、企業や学校、医療機関など様々なセクターとの連携の場などで、信頼・安心感が醸成されます。
また、子育て支援に積極的に取り組む団体として広くアピールできます。（団体ホームページ、名刺等）
- ・ きょうと子育てピアサポートセンターが運営するポータルサイトをはじめ様々な媒体・場所を通じて、団体情報等を広く公表し、市町村や府民等にPRします。
- ・ 京都府認証団体として、他の子育て支援団体等への**中間支援活動**や、NPOと**異業種団体**（企業、学校、医療機関等）等との**横断的な連携**などに取り組んでいただくことができ、「**京都府子どもつながり応援隊事業**」（別紙参照）を活用いただくこともできます。

2 認証制度の概要

（1）団体

家庭や地域での子育て支援（※）を主たる事業とする法人（NPO法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人等）及び任意団体（法人格は問いません。）

※ 支援の対象については、主として就学前の子どもを想定していますが、就学後の子どもを除くものではありません。

（2）認証の基準

広域的・中間支援的な見地からの子育て支援分野におけるサービスの質や今後の発展性に加え、子育て支援事業の実績や団体内の意志決定過程・情報開示などの組織運営に関する基準を設けています。

（3）認証期間

認証日から3年間（更新可能）

毎年、活動報告書等の提出が必要です。（NPO法人格をお持ちの団体は、京都府の方から所轄庁で事業報告書等を入手いたしますので、所轄庁への提出書類については、省略可能です。提出書類以外の子育て支援事業の実績を証するイベントのチラシ、印刷物等があれば、提出をよろしくをお願いします。）

3 認証への流れ

- ① 申請者自身による自己評価
- ② 京都府による書面確認、必要に応じて現地確認
- ③ ①②及び申請者からのプレゼンテーション（※）を踏まえた、外部有識者による意見聴取、点数評価、申請者が所在する市町村からの参考意見聴取
- ④ ①～③を総合的に勘案し、京都府知事が認証

※ プレゼンテーションの進め方について

1 申請団体あたり、概ねプレゼンテーション15分、外部有識者からの質疑応答15分。

プレゼンテーションは、評価フォーマットの項目順に従い、特に、「子育て支援の事業」のうち、ミッション、子育て支援事業全体の実績、広域的な活動実績、中間支援活動の実績、認証後のビジョンについて、PRいただき、「組織としての継続性」については、原則、PRは省略いたします。

4 認証への申請手続き等

以下の提出書類が必要です。

- ① 京都府子育て支援団体認証制度 その他添付資料一覧 1部
- ② 「京都府子育て支援団体認証制度 評価フォーマット」 1部
→ 「自己評価」欄の点数に○印で囲み、すべての評価項目について、積極的かつ簡潔にPRポイントを御記入ください。
- ③ その他添付資料（定款、事業計画書、事業報告書 等） 1部

※ 全国的に取り組みされている社会的認証システム（一般財団法人社会的認証開発推進機構）のステップ3認証を得られた団体については、①の「組織としての継続性」に係る書類の添付は不要です。同機構のレビューシートのコピーを添付ください。

<u>認証は年3回（予定）行います。</u>	
第1次募集締切	平成28年11月30日（水） 終了
第2次募集締切	平成28年12月16日（金）
第3次募集締切	平成28年度内（調整中）

【お問い合わせ先・書類提出先】

京都府健康福祉部子育て政策課 きょうと子育てピアサポートセンター
〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70（京都テルサ 東館2階）
電話：075-692-3444、FAX：075-692-3447
Eメール：jido@pref.kyoto.lg.jp

